

議長（志村 忠昭）

一応、金井浩三君の質問を終わります。

これをもって3番、金井浩三議員の質問を終わります。

次に8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

8番、古川幸義です。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして次の質問をさせていただきます。

質問は、広域水道事業についてを質問させていただきます。

昨年12月、建設産業民生常任委員会にて、「第5回香川県広域水道事業体設立準備協議会について」の報告を上下水道課より説明がなされましたが、内容は企業体本部の業務組織や、ブロック総括センターなどの組織機構の構成などの大まかな説明であり、財政収支の簡単なイメージや各市町の水道料金等のこれからのイメージでありました。

上下水道課より報告として説明があり、その後質疑事項として次の質問をいたしました結果、広域水道事業体設立準備協議会として危機管理の課題や危機管理上の留意点等がまだ検討段階であり、未設定であると担当者から答弁がなされました。

しかしながら、来年、平成30年4月には企業団事業開始される予定の上で、危機管理を重要課題とし、進めていくのが当然であり、協議がいまだ進んでいないのはいささか疑問と感じ、先行きに不安を感じておりますので、次の質問をいたします。

1つ、広域水道事業体設立準備協議会で、全体としての危機管理を問題とした協議は今までどのようにされたのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員の広域水道事業体設立準備協議会で、全体としての危機管理を問題として協議はどのようにされてきたのかということについてのご質問にお答えをしてみたいです。

香川県広域水道事業体設立準備協議会事務局におきましては、事務局運営要領第3条第1項第5号の個別専門的な事項について調査及び検討を行うため、事務局に作業班を置くことができるとの規定に基づき、危機管理作業班が設置をされております。

平成27年7月24日から平成29年1月20日までに13回開催され、大きく5つの方針で検討が進められております。

1点目が、災害対策基本計画についてでございます。

危機管理指針素案まで作業班内で協議済みであるため、これをもとに平成29

年度中に作成をしていきます。

2点目は、災害対策についてでございます。

構成団体の地域防災計画等は事務局において収集されており、各マニュアルにおいて共通する事項について検討を行い、地震、津波、風雪水害、テロ、感染症、水質汚染、濁水、施設事故等に対する事象別対策マニュアルを作成する予定となっております。

3点目は、県、市町との協力体制についてでございます。

企業団発足時における企業団と県、市町との危機管理に関する応援協定について、内容や記載事項を検討し、平成29年11月企業団発足以降に協定を結ぶこととしております。

別途、関係団体等とも災害応援のための協定を考えております。

4点目は、緊急時通信手段導入についてでございます。

有事の際における企業団本部と各事務所、県及び各市町の災害対策本部と連絡がとれるような通信システム（MCA）を平成30年4月1日に稼働できるよう、平成29年度中に導入する予定としております。

最後に、資材在庫管理、被害状況共有についてでございます。

事務所間における資機材融通や情報共有を行うために、各事務所の資機材在庫情報や被害情報を企業団LAN内において閲覧、管理、更新等できるものを作成する予定としております。

ご理解を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

以下、また引き続き関係課長より答弁をまいります。

よろしく願いをいたします。

議員（古川 幸義）

細かな答弁どうもありがとうございました。

答弁の中で、平成29年11月企業団発足となっておりますが、その前に、11月に企業団発足ということは、これからの工程についてお聞きしたいんですが、11月に企業団発足ということはその前に、この平成29年9月に市議会に対し、それから提案をし、議決ということになるのでしょうか。

もし、それであれば、7月もしくは8月に提案説明をして、質疑応答するというふうな工程が望ましいんでありますが、そこら辺は担当課長、どのようにお考えですか。

上下水道課長（中田 健二）

失礼します。

古川議員の今後の企業団設立に向けてのスケジュールについて、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、この3月30日に第6回目の協議会が予定されておまして、その中で規

約案とか関係規定案、それから広域化の基本計画等を審議することになっております。

その後、本年の6月議会において、基本協定書の案、それから基本計画書の案等を説明させていただいて、その後、先ほど古川議員のおっしゃったように9月議会のほうで設置の議決をいただきたいというようなスケジュールを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

9月議会で、県議会、市町議会で提案して議決するという事は非常に間がありませんから、工程の際、協議会で起きたことの報告ではなく、報告でしたら議員としていろいろな質疑事項がございますので、その質疑事項を回答してもらう機会が非常になくて、いろいろ問い合わせ、また質疑等々ございますから、そこら辺の機会を十分に持っていただきたいと思っております。それでは、次の質問に参ります。

2点目は、設立準備協議会へ本町より職員が派遣されておりますが、今までに本町での特性を鑑みて、広域によって生じる危機管理の問題点を協議会に主張し、課題として上げてきたかどうかを質問いたします。

上下水道課長（中田 健二）

失礼します。

本町の派遣職員が、本町の特性を鑑みて危機管理の問題点を協議会に主張し、課題として上げたかとの質問にお答えします。

水道事業の危機管理において、特に本町特有の問題点といたしましては、まず共用送水管の更新が上げられると考えております。

本町におきましては、県水、平湊浄水場及び北鴨浄水場で浄水した水を共用送水管で北山配水池まで送水し、そこから町内全域へ配水を行っております。

この部分で大規模な漏水が発生した場合、配水池への送水が長時間にわたってストップし、最悪の場合、町内全域が断水するおそれが生じます。

しかし、広域化の更新基準では、共用管は今後10年間の更新事業の対象に含まれておりませんでした。

本町としては特別に重要な事案であるというふうに考えまして、この10年間の間に更新できるよう協議を行った結果、更新計画に現在含まれることになっております。

以上、簡単ですけれども答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

今、上下水道課長から本町での特性、いろんな問題点を上げられました

が、本町では各浄水場から北山配水池まで送水して、それは北山配水池と表現されておりますが、下水道法第14条第5項には貯水池とはどのようなことかについて述べられておりますが、きょうは私通告にしておりますから、この質問はまた新たに委員会で質問させていただきます。

その北山貯水池ですが、これは送水が一本化されて、多度津町で1カ所に集められて、1カ所から給水されておるといふ特色がございます。

前にも平成27年3月2日、配水管の水が漏れて、一回全町で給水がストップされたときがございました。

そのときの対応策として、これは北山浄水場で起こったのではないですが、多度津町の青木の場所で事故が発生し、大量に水が流れたために給水がストップされた。

これは給水量が増大すると給水が一時ストップするというような構造になっておまして、その3月10日以降は、その給水に対しての下流量では全閉しないというふうになっております。

ですが、北山配水場に、1カ所に集中してるという問題は、やはりいろんな問題を今からかかってくるのではないかと思うんですが、それについて共同企業体のほうへ、本町のデメリットをどういうふうに説明されておりますか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

上下水道課長（中田 健二）

共用送水管が1本であるということで、それについて企業体のほうに何か提議したかという質問にお答えします。

共用送水管の更新工事については、先ほど申しましたとおり、早目の更新を行うように提案してはありましたが、管そのものを複数でやるとか、あるいは貯水池そのもの、あそこから全部町内に一括して送水してることについては、特には今のところ協議会のほうには申しておりません。

以上です。

議員（古川 幸義）

これは課題でありまして、10年間でいろんな協議をされていくということがこれからの工程に入っておりますが、これは1カ所に集中してるということは、かなりの大きな問題であると思われま。

ですから、そこら辺をバイパス経路をとったり、また後の質問で上げてまいります。ほかの市から給水管を設けていろいろ給水手段をとるといふ中で、やはり北山浄水場に、1カ所に集中するということは、やはりそれに対するの解決策を十分検討していただきたいと思っております。

次に、3番目の質問に入ります。

本町の今までの事故例や、これより広域化により生じる問題点を危機管理

上、重要課題として上げられるところは具体的にどのようなものでしょうか。

上下水道課長（中田 健二）

失礼します。

本町の事故例や広域化により生じる問題点を危機管理上、重要課題として上げられるところは具体的にどのようなものかのご質問にお答えします。

平成27年7月29日の行財政改革特別委員会において報告させていただいておりますが、同年7月17日に台風11号により高見島板持地区にある離島送水管が破損し、佐柳地区において断水事故が発生いたしております。

この事故により破損した離島送水管のほか、陸上部分については改良工事が終わっております。

その際には、高松市、丸亀市より給水車、まんのう町より給水タンク、多度津町水道工事業協同組合からトラックを借用する等いたしております。

今後については企業団としての事故になりますので、詳細は決定してはおりませんが、給水車や資機材等については、企業団内で融通、運用ということになります。

また、有事の際には企業団本部と各事務所、県及び各市町の災害対策本部と連絡がとれるような通信システムを平成30年4月1日に稼働できるよう、準備を進めているところです。

本町において特に重要となるのは、先に述べた共用送水管であると考えておりますので、計画的に更新できるよう、事務局と連携をとりながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議員（古川 幸義）

上下水道課長から答弁がありました。中に共用送水管、これはどういう意味でしょうか。

この間の12月11日に報告された常任委員会報告資料の中で、第5回の香川県広域水道事業体の準備協議会についての報告事項の中で、受注にございましたその他の報告の中で、資料として広域水道整備計画の概要説明図の、これ10ページに当たりますが、これは多度津に共用送水管として供給されるのが、中部浄水場を経て、中部浄水場から丸亀浄水場、善通寺浄水場を経て、平瀬の手前から曲がり、これは北山配水池、ここへ行くような配置図になっておりますが、これは金倉浄水場とか北鴨浄水場には全然リンクしてないわけですね。

これがやはり、先ほども何度も申しておりますが、他の供給管から北山浄水場に入るのであれば問題は解決されてないことになります。

やはり、バイパス経路で、もし北山浄水場が何らかの理由で給水できない場合、この共用管によって多度津町の給水のダメージを防ぐというふうにはならないのでしょうか。

ちょっとそこら辺をご答弁お願いしたいと思います。

上下水道課長（中田 健二）

共用管についてのご質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、一旦県水が平湊浄水場のところにつきまして、それと平湊浄水場で浄水した水を北山配水池に送る、それから北鴨浄水場で浄水したものを同じく北山配水池に送るという、共用管というのはあくまで個別の各浄水場を結ぶものではなくて、基本的には北山配水池へこの3つの水を送るための配水管であるということになっております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これ以上質問してもちょっと答弁が難しいかと思われますので、意見だけ述べさせていただきます。

北山浄水場に送水管が入って給水管があるということは、例えて申しますれば、心臓に静脈が1本入って、動脈で1本送られていくと。

もし、静脈か動脈どちらかに損傷があった場合、生命の危機さえ、危険を感じるというのが、これが危険を危惧しとるところでございます。

やはり、危機管理上、非常に重要な問題ですので、今後重要視して検討していただくようお願いしたいと思います。

それでは、4点目の質問をさせていただきます。

今後事故処理や突発事故に際し、広域化の中で必要とされる対策や、従来とは異なった体制の中で、町内業者との地域の連携、協議事項等は、町として協議会にどう要望するかもあわせてお願いいたします。

上下水道課長（中田 健二）

失礼します。

今後事故処理や突発事故に際し、広域化の中で必要とされる対策や、従来とは異なった体制の中で、町内業者と地域の連携、協議事項等は、町として協議会にどう要望するかとの質問にお答えいたします。

平成30年4月に香川県広域水道企業団（仮称）が事業を開始しますが、平成32年4月をめどにブロック統括センターへ集約されるまでの間、現在の場所が企業団の事務所となり、本町の職員が派遣され、水道事業を行う予定となっております。

企業団が成立した当初は、今までと大きく異なった体制とはならず、事故等の対応についても現在とほぼ同様な対応になると考えております。

現存する権利義務、協定等につきましても、基本的には承継されることになっておりますが、事業主体としてはあくまで企業団であるため、各構成団体とは危機管理に関する応援協定を結ぶ必要があります。

ブロックセンターに事務等が集約され、体制が大きく変わる平成32年までの間に、本部を交え、ブロック内でさらに調整や協議を行ってまいります。

また、町として協議会へ要望等がある場合、各構成団体の首長さんで構成する運営協議会において、しっかりと要望してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議員（古川 幸義）

ブロックセンターによって事務等が集約されて、体制がまとまっていくと、そういうふうに答弁いただきましたが、では町内の業者がブロックセンターの中で競争入札を行うということなんでしょうか。

その後緊急時の対応とか災害時の協定等のことが、そのブロック内の中で、そういうことによって競争入札を行い、結局競争に負けて、町内の業者が弱体化していくということは懸念はされないでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員のご質問にお答えをしてまいります。

ただいまご指摘されたことは大変重要なことでありまして、私どもの町内業者、私どもは町内業者の安定を図るということ、大きな目的がありますけれども、これが広域化した場合、そのときの入札にかかわる企業がどういうふうになるのかということには、やはり私どもは町内の企業、これまでも町内の業者には常にお世話になっておりますし、私どもの町民の水道を守っていただくため、そのためにはやはりすぐに来ていただく、間近にいる水道事業関係企業はやはり重要なことだと思っております。

これは、これからの話し合いになります。

今もいろいろと、いろんなことが今、懸念されております。

また、議論をされております。

その中で、これは私の私見としてお聞き願いたいんですけども、町民を、多度津町の町民の生活の安心・安全を守るためには、やはり町内の水道事業者は非常に大事ではないかなと思っております。

今はこういう答弁しかできませんけども、それに向けて頑張っていこうと思っております。

よろしく願いをいたします。

議員（古川 幸義）

町長、町内業者の育成と協定のほうは、ぜひともお願いしたいと思えます。

いつ来るかわからない大地震、南海トラフ等の地震があれば、協定をしているブロックの中の善通寺市も丸亀市も、それから琴平町も、全ての業者は各市町の中で災害に対して対応するのが必死でありまして、他の市町からこの多度津町へ駆けつけて災害復旧をするとは、こういった保証は一つもありません。

そういうとき、頼みの綱になるのが、やはり町内業者でありますので、今後とも町内業者との連携を深めていただいて、危機管理の大事なところであります災害に備えての対策をこれからも検討し、また実践していただきたいと思えます。

質問はもうこれで終わりますが、今日は質問の前にこういうふうな、厚生労働省が危機管理マニュアルとして水道の危機管理対策指針策定調査報告についてを上げております。

ちょっと読ませていただきます。

「水道事業者には地震などの自然災害や水質事故、テロ等の非常事態においても生命や生活のための水の確保が求められています。このため、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保等が必要となります。厚生労働省では水道の危機管理対策指針策定調査を実施し、水道事業者が危機管理対策マニュアルを策定する際の参考となるよう、危機管理対策マニュアル策定指針及び災害時相互応援協定策定マニュアル報告書を取りまとめておりますので、よろしく活用してください。また、水道事業者は危機管理対策マニュアルに基づいた訓練を定期的実施し、適宜同マニュアルの内容を点検し、検証し、必要に応じ改定していただくこともあわせてお願いいたします。」と記述されております。

このように国も点検、検証、必要な改定を記載されているのが事実であります。

ですから、危機管理に対して最重要とされているようなところはやはりもう一回チェックをされて、町民が災害時においても安全・安心で、ライフラインで重要な水道水でございますので、これからも危機管理は徹底をして検討していただきたいと思えます。

これにて、8番、古川幸義の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。